

入 札 説 明 書 類

件名：食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式

令和 6 年 8 月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

②仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

③契約書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑤ご担当者連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

④～⑤：期限(令和6年9月5日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類・・・・・・・・・・ 1 部

⑦誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 種

⑧保険料納付に係る申立書・・・・・・・・・・ 1 部

⑨別紙 適合証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑥～⑨：期限(令和6年9月17日)までに提出すること。

⑩入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑩：1 回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和6年9月18日)を厳守すること。

⑪入札書等記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑫入札辞退届・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑫：応札しない場合、令和6年9月18日までに提出すること。

⑬委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑭年間委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和6年9月19日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式」にかかわる入札公告（令和 6 年 8 月 23 日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17 規程第 7 号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17 要領第 8 号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：契約締結日 至：令和 7 年 3 月 31 日
- (4) 納入場所 大阪府摂津市千里丘新町 3 番 17 号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

(5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の A～D のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第 3 条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、

納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

- (10)「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注） 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (12) 当所の提供する仕様要件詳細資料について閲覧済みであること。
- (13) 自社で同様のアプリを開発又は改修し、顧客環境に提供し保守運用を行った実績があること。
- (14) 食事内容を記録するシステムを開発又は改修を行った実績があること。

4 仕様要件詳細資料の閲覧

- 1) 閲覧期限 令和6年9月17日（火）17時00分
- 2) 閲覧場所 閲覧申込の際に当所より指示をする。
- 3) 閲覧申込方法 令和6年9月13日（金）15時00分までに総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp 宛てにメールにて閲覧依頼を行うこと。
- 4) その他 仕様要件詳細資料については守秘義務を含む内容を含むため、閲覧には当所の指定する誓約書の提出が必要であることに留意すること。

5 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和6年9月5日（木）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）を令和6年9月17日（火）17時00分までに下記6（1）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（※）とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）
- ⑥仕様要件詳細資料の閲覧に係る誓約書

⑦別紙「適合証明書」及び仕様書 7（3）を満たすことを証明する書類

（3）入札書

提出期限は令和 6 年 9 月 1 8 日（水）1 7 時 0 0 分（郵送の場合も同様）

詳細は下記 5 を参照。

（4）入札辞退届

応札しない場合、開札前日（令和 6 年 9 月 1 8 日）までに提出すること。

（5）委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日（令和 6 年 9 月 1 9 日）に開札会場へ持参すること。

6 入札書等の提出場所等

（1）入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒5 6 6－0 0 0 2 大阪府摂津市千里丘新町 3 番 1 7 号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係

電話：0 6－6 3 8 4－1 1 2 0

（2）入札書等の提出方法

①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 6 年 9 月 1 9 日開札 食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式 入札書在中」と記載しなければならない。

②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和 6 年 9 月 1 9 日開札 食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記 6 の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

④入札書の日付は、提出日を記入すること。

（3）入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

①本入札説明書に示した競争参加資格のない者

②入札条件に違反した者

③入札者に求められる義務を履行しなかった者

④入札書の金額が訂正してある場合

⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合

⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

（5）代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに

代理委任状を提出しなければならない。

- ② 入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和6年9月19日(木) 13時00分

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 3階 多目的室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 食品選択のためのWebアプリケーションの機能強化及び運用業務一式

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年9月5日（木）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：食品選択のためのWebアプリケーションの機能強化及び運用業務一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年9月5日（木）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（3種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 別紙「適合証明書」及び仕様書7（3）を満たすことを証明する書類
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和6年9月17日（火）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

仕様要件詳細資料の閲覧に関する誓約書

弊社は、「食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式」の入札において、仕様要件詳細資料の閲覧に関して下記のことを確約いたします。

- ・閲覧した資料の内容については、本件入札に係る業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩しない。また、このために必要な措置を講じる。
- ・確認した資料の内容については、当該入札に関わる職員以外には秘密とする。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

適合証明書

件名：食品選択のためのWebアプリケーションの機能強化及び運用業務一式
社名：
部署名及び担当者氏名：
電話番号：
メールアドレス：

番号	仕様書の要件	補足事項	証明内容	適合
1	自社で同様のアプリを開発又は改修し、顧客環境に提供し保守運用を行った実績があること。	右記の業務実績を確認できる書類（業務履歴書又は業務契約書など）を提出すること。なお、業務履歴書には少なくとも実績業務の委託者、業務期間、業務名称等を記載すること。	別紙〇のとおり	
2	食事内容を記録するシステムを開発又は改修を行った実績があること。	右記の業務実績を確認できる書類（業務履歴書又は業務契約書など）を提出すること。なお、業務履歴書には少なくとも実績業務の委託者、業務期間、業務名称等を記載すること。	別紙〇のとおり	

- ・証明内容の欄には添付する資料の内容を記載すること
- ・適合の欄は当所側で記入するため、空欄とすること

入 札 書

件名 食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2) 及び
 (3) の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代 理 人 〇〇 〇〇 印

「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 〇〇 〇〇 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

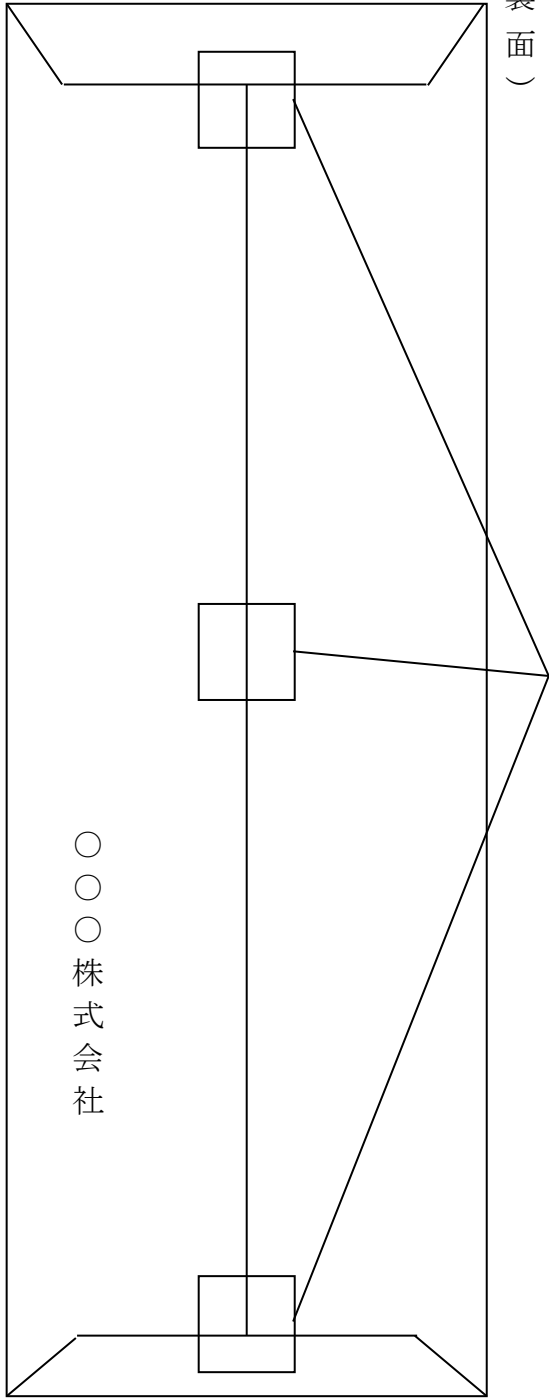
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

入 札 辞 退 届

件 名： 食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委任状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和6年9月19日開札 件名「食品選択のためのWebアプリケーションの機能強化及び運用業務一式」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代理人

氏 名

⑨

令和 年 月 日

委任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3番17号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係

提出先メールアドレス eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書：令和6年9月5日（木）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類：令和6年9月17日（火）17時00分まで

入札書：令和6年9月18日（水）17時00分まで

開札日の日時：令和6年9月19日（木）13時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ☒ をお願いします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ☒ をお願いします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課

契 約 書

1. 件 名 食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式
2. 履 行 場 所 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NK ビル
3. 契 約 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和7年3月31日
4. 契 約 金 額 金 円
(うち消費税 円)
5. 契 約 保 証 金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）とは、食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

（契約の範囲）

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

（禁止又は制限される行為）

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、次の各号の全てに該当する場合には、この契約により生ずる権利又は義務の一部を第三者（以下「丙」という。）に請け負わせることができる。

- 一 あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合。なお、本条に基づき請け負わせる内容に変更が生じた際は再度の承諾を要する。
- 二 丙が請け負う権利又は義務について、本契約書及び別添仕様書に定める乙の義務と同等の水準において責任を負うことが可能であると甲が認める場合。
- 三 丙が請け負う権利又は義務について、甲に対して乙が全ての責任を負担することを乙が承諾する場合。

(守秘義務)

第3条 乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約の変更)

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議の上契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

4 検査に要する費用については、乙の負担とする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条に定める年率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(延滞料)

第8条 甲は、乙が期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を延滞料として徴収するものとする。

(危険負担)

第9条 甲及び乙は、この契約に基づく作業中双方の責がなく契約の目的物が滅失若しくは損傷し、又は作業の履行ができなくなり履行不能となったとき、当該契約は解除することが出来る。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- 二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。
- 三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第12条 甲が、第10条第1号及び第2号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の100分の10に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。
- 3 第1項に規定する損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは同法第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員、又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第1

6 項の規定による通知を受けたとき、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 15 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 6 6 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第 6 6 条第 4 項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条第 1 8 項又は第 2 1 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第 9 6 条の 6 若しくは同法第 1 9 8 条又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 17 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 20 条 甲は、第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約不適合責任）

第 22 条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 562 条第 1 項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

（協議）

第 23 条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上解決するものとする。

（裁判管轄）

第 24 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔

(乙)

仕様書

1. 件名

食品選択のための Web アプリケーションの機能強化及び運用業務一式

2. 背景

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下、「当所」という。）では、健康的な生活を支援する持続可能なまちづくりへの基盤的研究を推進している。特に、食行動は個人の自発的行動だけでなく、自然に健康になれる食環境を整備し支援していく必要がある。

食行動は、食品を選択し、摂取する一連の行動であり、食品を選択する際に参考となる情報認識及び継続的な栄養管理に向けた食事記録を可能とする栄養管理支援ツールが求められている。健康的な生活を支援するためには、確かな健康情報を普及・社会実装に向けた研究を推進する必要がある、データベース整備のために栄養成分を含めた食品及び食事記録等の情報を収集する基盤づくりを進める必要がある。

これまでに、栄養バランスや持続可能性に配慮した食品購入を求める健康的な食生活を支援するデジタルツールとして、食品識別機能、食品情報登録機能及び個別管理機能を採用した食品選択のための Web アプリケーション（以下「本アプリ」という。）を開発した。しかしながら、利便性及び視認性に課題があるとともに、データベースを充実させるためさらなる機能強化が必要である。本件は、本アプリの機能を強化するとともに、より一層の利用者の利便性及び視認性向上させるために、行うものである。

3. 履行期間

契約締結日より令和 7 年 3 月 31 日まで

4. 履行場所

受託者の所在地

5. 業務の内容

本事業の受託者は、次に掲げる事項を留意し、少なくとも（１）から（７）に係る業務を担うものとする。

（１）設計・計画

- ア 受託者は、本アプリの機能強化及び運用の実現に際して、当所の指示に基づき、実施計画書及び実施要領案を作成し、承認を受けること。
- イ 受託者は、本アプリのクラウドサービス及びホスティングサービス等を用いた運用の方法を詳細に記述した実施計画書を作成し、当所の承認を受けること。
- ウ 受託者は、運用設計／保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における対応等を取りまとめた運用計画／保守作業計画案を作成し、当所の承認を受けること。
- エ 受託者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、インストール手順、体制、環境、作業内容、スケジュール、シナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、当所の承認を受けること。なお、テスト時の Web ブラウザは、利用者の環境の多様性を考慮したうえで、少なくとも Google Chrome、Microsoft Edge 及び Safari（いずれも最新版）を用いること。
- オ 受託者は、データ収集サービスにおける円滑かつ支障のない運用開始を達成するため、利用者が行う入力、画面遷移、データ保存等を発託者が仮想的に実施するためのテスト環境を用意し、これを稼働させること。なお、日程についてはテスト計画書において当所と協議の上、決定することとする。
- カ 受託者は、各機能項目や画面遷移を説明する設計書を作成するとともに、設計・

開発の設計書、作業経緯、残存課題等を文書化すること。残存課題にはサービス運用期間中に当所より提案する機能改善要望を含めるものとする。なお、機能改善要望のうち、当所が優先度が高いと判断するものについては、次年度に機能拡張ができるよう仕様を整理し、当所の承認を得ること。

(2) 環境構築及び運用

ア 本アプリについて、本件業務において機能強化したアプリの公開まで現在の公開状況を維持すること。この際、必要なクラウドサービスは、当所及び前請負業者との連携の下で受託者の責任と負担において準備すること。なお、本アプリは、以下の環境で令和6年10月31日まで前請負業者が下記クラウドサービスを利用して、保守運用を行っている。

外部サービス名	外部サービス形態	事業者名
AWS クラウド	・ EC2 ・ RDS	Amazon

イ 本アプリは、クラウドサービス又は同等以上の機能・性能を持つホスティングサービス等（以下「クラウド・ホスティング等」という。）を用いて、安定に稼働させ情報収集を行うことが出来る環境を構築・提供する。

- ・ クラウドサービスを利用する場合、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」（ISMAP）」に登録されたサービスを利用すること。
- ・ クラウド・ホスティング等の環境については日本国内に物理的に設置され、国内法令が適用されること。
- ・ 他のクラウド・ホスティング等利用者から影響を受けないよう、共有セグメント内ではなく、専用セグメント内で運用すること。
- ・ 利用者は、日本国内からのアクセスに限るように設定すること。
- ・ サービスに必要な初期データベースの設定や各種ネットワーク（DNS、ドメイン名、SSL 証明書等）について設定し適用すること。

ウ アプリの公開に当たって、必要な申請を経て環境を構築すること。申請に必要な情報は、協議のうえ、当所の承認を得ること。

エ 利用者に関する内容は、当所と相談の上、利用者マニュアルに掲載するFAQの形式で文章にまとめること。

(3) 稼働環境整備

ア 受託者は月一回以上のシステムイメージ及びDBのスナップショット及びDBダンプを行うこと。

イ 受託者はHTTPS サービスのための、ドメイン名、ネームサービス、証明書を設定し適用すること。

ウ 受託者は本プログラムに有効なファイヤーウォールサービス、WAF（Web Application Firewall）、IDS（Intrusion Detection System）、IPS（Intrusion Prevention System）を整備すること。

エ クラウド・ホスティング等を利用するにあたり、万が一サービスの中断や終了が発生した場合に、円滑に業務を移行するための対策として、以下の内容を確認すること。

- ① サービス中断時の復旧要件
- ② サービス終了又は変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法

オ クラウド・ホスティング等の環境を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティ対策を構築するため、以下の内容が実施されることを確認すること。

- ① クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡の保存及び提供
- ② インターネット回線とクラウド基盤の接続点の通信の監視
- ③ クラウドサービスの委託先による情報の管理・保管の実施内容の確認
- ④ クラウドサービス上の脆弱性対策の計画策定、セキュリティパッチ等の適用手順の整備、脆弱性診断の実施
- ⑤ クラウドサービス上の情報に係る復旧時点目標（RPO）等の指標

- ⑥ クラウドサービス上で取り扱う情報の暗号化
- ⑦ 利用者の意志によるクラウドサービス上で取り扱う情報の確実な削除・廃棄
- ⑧ 利用者が求める情報開示請求に対する開示項目や範囲の明記

(4) 機能拡張

ア 食事記録機能

食事記録は、食品と重量を入力、既存の食品データベースの栄養素等の情報を参照して、栄養素等が算出可能な仕組みを設けること。なお、食事情報は、1日の食事のうち、朝食、昼食、夕食、間食、予備の5つの区分で入力可能として、それぞれの区分ごとの小計及び1日当たりの合計が表示できるものとする。食事記録情報は、日付で管理するものとして、最大7日程度の期間を保存可能とすること。受託者は、本機能の詳細を当所に提案し、協議のうえ実装する。

イ ユーザー設定項目の追加

利用者の情報は、メールアドレス、生年月日、性別を入力する設計になっている。住まいの地域情報として、新たに郵便番号を追加するよう設計すること。

ウ 食品の購入記録の登録機能

食品の購入記録は、画像認証システムを用いてレシート等により食品の購入記録を登録する機能を設けること。情報の取得に当たっては、可能な限り以下の項目が認識できるものとし、レシートが長尺の場合でも対応可能な仕組みを採用すること。また、利用者の手間を省くため、可能な限り既存の食品登録機能と連携が望ましい。

- ① 購入食品情報
- ② 購入店舗情報

(5) 現状の課題解決（利用者及び管理者の利便性及び視認性向上）に向けた改修

ア 管理者アカウントによるマスターデータ更新機能の追加

- ① 食品データベースは、市販食品登録情報と日本食品標準成分表の2つのマスターデータで構成されている。市販食品登録情報は、管理画面でアップロードする仕組みを設けているが、日本食品標準成分表はシステムのデフォルトとして設定されている。日本食品標準成分表は、2025年に改訂を予定しているため、日本食品標準成分表のデータもアップロードにより更新可能にすること。
- ② 食品情報のうち栄養成分の量は、一日当たりの栄養摂取基準値との比較を表示することを可能とする機能を設けている。基準値は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）により定められている「栄養素等表示基準値」、厚生労働省の公表する「日本人の食事摂取基準」を参照している。これらの基準値は、更新を予定しているため、アップロードにより更新可能にすること。また、基準となる値は、先述の2指標とは別に、当所から提案する栄養素等の情報に基づく新たな指標を追加すること。

イ データの一覧

利用者の閲覧するデータ一覧は、登録順となっており順番の変更ができない。したがって、利用者の利便性を向上させるために、上下入れ替えやソート等により並び順を変更できるようにすること。

(6) 引継ぎに関する事項

本アプリは、受託者が運用保守を行うクラウドサービスを次年度に運用保守業務を請け負う者（以下、「次年度請負業者」とする。）がそのまま利用又は拡充することを想定している。そのため、受託者は、設計は互換性があるものにするとともに、次年度請負業者に対して、本アプリの運用保守の実務に必要な事項について下記のとおり引継ぎを行うこと。

ア 受託者は、次年度請負業者が円滑に業務を実施できるよう、以下の項目を明確にした「引継ぎ計画書」を作成し、引継ぎに必要な資料（以下、「引継ぎ資料」という。）を整備し、次年度請負業者に引継ぎをすること。

- ① プログラム設計書
- ② 課題

- ③ リスク引継ぎ事項
- ④ 改善提案引継ぎ事項
- ⑤ 案件特性およびシステム特性に伴う個別引継ぎ事項 等

イ 受託者は、運用保守の対象となるシステム資源、ドキュメント等の一覧、次年度請負業者が必要とする書類等を次年度請負業者に提示すること。

ウ 受託者は、運用保守作業等に係るすべての事項（留意、障害等の申し送りを含む）をもれなく引継ぎ資料として文書で次年度請負業者に引き継ぐこと。

エ 次年度請負業者への引継ぎについては、年度をまたぐ継続的な稼働に影響しないよう、受託者は当所及び次年度請負業者に対して最大限の協力を行うものとする。

オ 受託者は、本契約期間中に必要に応じて、当所、受託者、次年度請負業者、クラウドサービスプロバイダとの間で協議を行ったうえで、クラウドサービスプロバイダとの契約内容や引継ぎ手順等を整備した資料を当初及び次年度請負業者に提示すること。また、次年度当初から次年度の運用保守業務を円滑に実施できるよう、引継ぎ支援を行うこと。

（７）その他

最低月１回の定例会議を開催し、作業進捗の遅延等がないよう、リスク管理を実施すること。なお、定例会議の開催に際し、対面での開催又はオンライン開催とするかは当所と協議の上、実施すること。また、当所からの進捗状況等の問い合わせについては随時、速やかに回答すること。

６．想定するスケジュール

年月日	実施項目	備考
落札決定日	受託事業者の決定	
令和６年９月	各種計画書の提出	
令和６年９月	各種計画書等の承認	
令和６年１０月	環境構築	
令和６年１０月中旬	保守運用業務開始	
令和７年２月	機能強化の実装	
令和７年３月３１日	成果物納品	

なお、受託者が本開発を進めるに当たって、上記より最善と想定されるスケジュールが提示される場合はこの限りではない。その場合は、当所と協議の上、実施すること。

７．業務実施体制及び受託者に求める状況

（１）作業実施体制

受託者は、本件調達における事業遂行責任者を１名、副責任者を１名設置すること。なお、事業遂行責任者は受託企業の従業員であること、委託業務に関する最終責任者として機能する者を選定すること。なお、情報セキュリティ体制を整備し、この体制及び具体的なセキュリティ対策の内容についても報告すること。

（２）作業管理

受託者は、当所が承認した設計・開発実施要領に基づき、設計業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

（３）受託者の要件

ア 自社で同様のアプリを開発又は改修し、顧客環境に提供し保守運用を行った実績があること。

イ 食事内容を記録するシステムを開発又は改修を行った実績があること。

８．情報セキュリティ要件

（１）受託者は、当所情報セキュリティポリシーを遵守すること。なお、当所情報セキュ

リティポリシーは「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（令和３年度版）」に準拠しているので、必要に応じ参照すること。業務情報の取扱いについては、当所が定める手順やマニュアルに従い、情報の機密性に応じた手順等を遵守すること。また、当所情報セキュリティポリシーは本調達の受託者のみが、契約締結後、当所内において閲覧を行うこととする。閲覧においては、受託者が担当職員に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

- (2) 受託者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、当所から求められた本事業の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- (3) 当所情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ対策（情報の取扱い、再委託等）の履行状況を定期的に書面にて報告すること。定期的な報告時期については当所と協議し決定すること。
- (4) 本事業の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、直ちに当所に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。
 - ア 受託者に提供し、又は本事業を行う事業者によるアクセスを認める当所の情報の外部への漏えい及び目的外利用。
 - イ 受託者による当所のその他の情報へのアクセス。
 - ウ 被害の程度を把握するため、受託者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、当所の求めに応じて成果物とともに当所に引き渡すこと。
 - エ 情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある事象が本調達に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中に発生し、かつその事象が受託者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受託者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。
- (5) 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、当所の承認を得た上で実施すること。
- (6) 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、当所へ提出して承認を得ること。
- (7) 再発防止対策を立案し、当所の承認を得た上で実施すること。
- (8) 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、当所の指示に基づく措置を実施すること。
- (9) 受託者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について当所が改善求めた場合に、当所と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものこと。
- (10) 受託者は、本調達に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、本事業を行う事業者管理外のものを指す。以下同じ。）コンピュータ、私物の記録媒体（USB メモリ等）に当所に関連する情報を保存すること及び本調達に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止し、それを管理し求めに応じて管理簿を提出すること。
- (11) 納品時には必ずマルウェアに対するセキュリティチェックを行い、クリーニングした上でその証左とともに納品すること。
- (12) 本事業の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、当所が受託者に対する情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、当所がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（当所が選定した事業者による監査を含む。）。情報セキュリティ監査を実施する場合、受託者は、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示すること。また、受託者は自ら実施した外部監査についても当所へ報告すること。
- (13) 使用するアプリやデータベースに当所の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった場合、追跡調査や立入検査等、当所と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、運用保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、当所から要求された場合には提出させるようにする等）を整備していること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出すること。

- (14) 受託者は、資本関係・役員の情報、実施場所、従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提示すること。
- (15) 受託者の本事業に係る要員を限定すること。受託者の実施期間中に要員を変更する場合は、事前に当所の担当者へ連絡し、許可（又は確認）を得ること。
- (16) 受託者は、本事業に係る者の所属（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、受託者に従事する全ての要員）、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績（経験年数、資格等）及び国籍について、当所の担当者にあらかじめ提出し、許可（又は確認）を得ること。
- (17) アプリ及びデータベースの構築に当たっては、政府の標準ガイドライン及び当所のセキュリティポリシーを遵守するとともに、以下の事項を実施すること。
 - ア 本調達では以下のセキュリティ機能を具体化し、実装すること。
 - ①アプリ及びデータベースへのアクセスを業務上必要な者に限るための機能
 - ②アプリ及びデータベースに対する不正アクセス、ウイルス・不正プログラム感染等、インターネットを経由する攻撃、不正等への対策機能
 - ③アプリ及びデータベースにおけるセキュリティ事故及び不正の原因を事後に追跡するための機能
 - イ 本調達に係るアプリ及びデータベースにおいてb、次の脆弱性対策を実施すること。
 - ①アプリ及びデータベースを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定すること。
 - ②脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握すること。
 - ③既知の脆弱性が存在するソフトウェアや機器モジュールをアプリ及びデータベースの構成要素としないこと。
 - ④開発時にアプリ及びデータベースに脆弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実施方針について、当所に報告すること。
 - ⑤セキュリティ侵害につながる脆弱性がアプリ及びデータベースに存在することが発覚した場合に修正がなされること。
 - ⑥利用するソフトウェアはサポート期間を考慮して選定し、サポートが受けられないソフトウェアは利用しないこと。
 - ⑦構成要素ごとにソフトウェアのバージョン等を把握し、脆弱性対策の状況を確認すること。
 - ⑧公開された脆弱性の情報がない段階において、サーバ装置、端末及び通信回線装置上で採り得る対策がある場合は、当該対策を実施すること。
 - ⑨セキュリティパッチ、バージョンアップソフトウェア等の脆弱性を解決するために利用されるファイルは、信頼できる方法で入手すること。
- (18) 実証にあたっては、利用者の操作ログ情報の利用範囲を明示し、その許諾を得るとともに、必要のない個人情報等を取得することのないよう配慮すること。
- (19) 海外拠点での作業は情報管理の観点から原則として認めない。
- (20) 再委託を行う場合も再委託を行う業務に必要な範囲内において再委託先において上記の情報セキュリティ要件の全てについて遵守されるよう委託契約において詳細を規定すること。また、受託者は、委託先に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、情報セキュリティ要件の適正な履行の確保に努めること。受託者は、当所が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について当所に対し報告し、また当所が自ら確認することに協力するものとする。
- (21) 再委託を行う場合に本件において取り扱う情報について、再委託先が閲覧することがないように、受託者は情報を厳重に管理すること。やむを得ず、再委託先において委託事業に係る情報を閲覧する必要がある場合には、受託者は、事前に当所の担当者と調整し、当所の担当者の指示に従うこと。（再委託先における情報の取扱いを含む包括的な秘密保持契約を締結する、作業の都度情報の取扱いについて調整する

などの手続方法について合意すること。)

9. 成果物

(1) 本事業における成果物は以下のとおりとする。

- ア. プログラムソースコード
- イ. ソフトウェア一式
- ウ. 設計書
- エ. 作業体制図
- オ. 各種作成文書（実施計画書、運用実施要領、運用マニュアル、会議資料・議事録等）
- カ. 最終収集データ
- キ. 利用者マニュアル
- ク. 仮想環境イメージ
- ケ. 引継ぎ資料
- コ. 作業完了報告書

(2) 納品方法

- ア 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わない。
- イ 情報処理に関する用語の表記は、日本工業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- ウ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体(CD-R等)により作成し、当所から特別に示す場合を除き、紙媒体及び電磁的記録媒体1部を納品すること。紙媒体のサイズは、日本工業規格A列4番を原則とすること。
- エ 納品文書については電磁的記憶媒体での納品とし、データの保存方法については、書類と同一の印字が可能な様式で、ファイル形式は、Microsoft Word 2016 以上、Microsoft Excel 2016 以上、Microsoft PowerPoint 2016 以上またはhtmlで作成されたものを原則とし、当所が他の形式による提出を求める場合は協議の上これに応じること。なお、当所が個別に認める場合のみ PDF 等のファイル形式での納品を認める。
- オ 成果物の作成に特別なツールを使用する場合は、当所へ事前に承認を得ること。
- カ 成果物が外部で不正に使われたりするほか、納品過程において改竄されることのないよう、安全な納品方法を提案し成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- キ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

(3) 納入場所

大阪府摂津市千里丘新町3番17号 健都イノベーションパーク NKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所 栄養疫学・食育研究部

(4) 納期

令和7年3月31日

10. 成果物等の取扱いに関する事項

- (1) 本事業にて作成・変更・更新されるドキュメント類のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、受託者が本事業の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、当所が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて当所に譲渡するものとする。また、当所は、納品物を著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本事業にて発生した権利について、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

- (3) 本事業に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本事業に係り作成・変更・更新されるドキュメント類に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、受託者は、事前に当該既存著作物の内容について当所の承認を得ることとし、当所は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (5) 本事業に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当所の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、当所は係る紛争の事実を知った時は、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。
- (6) 本事業開始時に当所より受領した資料がある場合、納品の際に、受領時と同じ状態にして返却すること。併せて、①当所より受領した資料をすべて返却した旨の証明書（返却した資料の一覧など）を提出すること、②成果物以外の端末などにある本事業に関するデータを削除すること。データの削除に当たっては、専用のソフトを使用する又は磁気で完全に使えなくする等、作成したデータを復元不可能な状態とすること。併せて、データの削除方法等を含むデータを削除した旨の証明書を提出すること。

1 1. 検収条件

- (1) 当所は、納品された成果物等について検査を行うが、以下の判断基準のいずれかに該当する場合を不合格とする。
 - ア. 成果物に不足、不明瞭な点が生じている場合
 - イ. 本仕様書で記載した、一部又は全ての要件が満たされていないと判断される場合
- (2) 受託者は、検査の内容及び方法について当所又は当所が指定する者からの要求に対して、脆弱性診断等を含み、必要と認められる合理的な範囲で検査に応じること。

1 2. その他特記事項

- (1) 受託者は、本事業の遂行に当たって、当所の意思及び意向を十分にくみ、誠実かつ最大限の努力を行うこと。本調達仕様書内の、「可能であること」、「できること」等の表記に関しては、明示的に「別途協議」の記載がある場合を除き、追加費用を要することなく各機能、要件を満たせること。また、「当所と協議の上」等の表記に関しては、原則として当所の意向を尊重すること。
- (2) 受託者は、本事業の円滑な遂行を実現するため、作業遂行上の問題や課題等の早期発見に努め、主体的かつ迅速に、その解決に取り組むこと。なお、本調達仕様書は、最低限の要件及び基準を示すものである。したがって、本調達仕様書に記載のない事項であっても、備えるべき事項については、仕様に含まれるものとして検討し、考慮すること。また、本調達仕様書に記載していない事項であっても、有益と考える事項については、追加提案とし、当所と協議の上、受託者の責任において実施すること。なお、追加提案等に関しても本調達範囲内で行うこと。
- (3) 旅費、会議費、通信運搬費等の本事業を遂行する上で必要な一切の経費は契約金額に含むものとする。
- (4) 調達に係る成果物については、環境保護の観点から、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年法律第 100 号）に基づいた製品を可能な限り導入すること。導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。
- (5) 本調達の履行に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「当所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 27 年 12 月 10 日当所訓令第 38 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_caa.pdf